

長谷戸小学校PTA規約

[令和6年4月最終改正]

第1章 総則

- 第1条 本会は長谷戸小学校PTAといい、事務所を東京都渋谷区恵比寿西1-23-1
長谷戸小学校（以下、本校とする）におく。
- 第2条 本会は、本校児童の幸福と健全な成長を図ると共に、会員の親和を図り、会員の資質を高めることを目的とする。
- 第3条 本会は個人または団体に利用、干渉されない。また、学校の管理や人事に干渉しない。

第2章 活動方針

- 第4条 本会はその目的を達成するために、次のような活動を行う。
- (1) 家庭と学校の連絡をより緊密にし、児童の幸福と健全な成長をはかること。
 - (2) 児童の教育環境の整備・改善に関すること。
 - (3) 地域と本校との連携活動を支援すること。
 - (4) 会員の教養の向上と親睦に関すること。
 - (5) 広報の編集発行に関すること。
 - (6) その他本会の目的達成のために必要なこと。

第3章 会員・会計

- 第5条 本会は本校児童の保護者、ならびに本校に勤務する教職員をもって組織する。
ただし校長は会員とならない。
- 第6条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。
- 第7条 本会の会費は一家庭月額250円とし、年間12か月分を納入する。
ただし、事情により運営委員会の議を経て免ずることが出来る。
- 第8条 転出入時の会費
- (1) 転入時、次回の一斉徴収時（5月・10月）より徴収する。
 - (2) 転出時、返金対応はしない。
- 第9条 本会の会計は総会で選出された会計監査の監査を受ける。
- 第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会長1名（保護者）
 - (2) 副会長7名（保護者6名・副校長）
 - (3) 書記3名（保護者2名・教職員1名）
 - (4) 会計3名（保護者2名・教職員1名）

(5) 会計監査 2 名（保護者）

必要に応じて、会長補佐を若干名おくことができる。

会長以外の役員については、必要に応じて若干名の増減を認める。

第12条 役員の任期

- (1) 会長及び会長補佐の任期は 1 年とする。ただし 3 回に限り再任をさまたげない。
- (2) 会長及び会長補佐以外の任期は 2 年とする。補充役員は在任期間とする。

第13条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 各学級より選出された代表1名、および教職員より選出された学級代表委員会が兼務し、役員候補推薦委員会を作る。
- (2) 役員候補推薦委員会は、会員の中から本人の承諾を得て会長、副会長、書記、会計、及び会計監査の候補を推薦し、紙面にて報告する。
- (3) 会長、副会長、書記、会計、及び会計監査は総会において選任する。補充役員の選任は運営委員会において行う。
- (4) 運営委員会の運営は別に定める。

第14条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を総括代表し、総会・運営委員会・企画委員会を招集する。
- (2) 副会長、および会長補佐は会長を補佐し、会長の事故あるときは代理する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、本会の文書保管を行う。
- (4) 会計は本会の金銭収支を正確に記録し、総会に会計監査の監査を受けた決算報告をする。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 総務及び実行委員会

第15条 本会に総務、及び実行委員会を置く。

第16条 総務は、副会長、書記、及び会計をもって構成し、本会の庶務、経理、及び会員への会務報告を行う。

第17条 実行委員会は本会の活動の機関とし、会務を分業してその完全なる遂行をはかる。

実行委員会は、学級代表委員会、校外生活委員会、文化委員会、広報委員会、ながやと委員会、校庭開放委員会、および天然芝連絡委員会とする。

各実行委員会の構成と仕事の分担は次のとおり。

- | | |
|-----------|---|
| ＜学級代表委員会＞ | 各学級より選出された 1 名の委員、及び教職員より選出された委員によって構成する。学級相互の連携、学級活動、及び学級構成相互の親睦の推進をはかる。またPTA役員候補推薦委員会として活動する。 |
| ＜校外生活委員会＞ | 原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。児童の校外生活の安全と善導、地域相互の連携、及び地域活動の推進をはかる。 |
| ＜文化委員会＞ | 原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。会員の教 |

養を高める文化的活動、及び会員の親睦のための活動を行う。 また
サークル活動のサポートを行う。

＜広報委員会＞ 原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。会報「ながやと」の発行と、その他本活動への理解と協力を高めるための広報活動を行う。また学校ホームページ運営への協力をする。

＜ながやと委員会＞ 原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。本会が支援する地域と本校との連携活動、及び本会が支援する周年記念事業を、総務と共同して推進する。

＜校庭開放委員会＞ 原則、各学年より選出された1名以上の委員（必要に応じて若干名の増減を認める）及び教職員より選出された委員によって構成する。校庭開放全般に伴う管理業務を行う。

＜天然芝連絡委員会＞ 原則、各学年より選出された1名以上の委員(必要に応じて若干名の増減を認める)及び教職員より選出された委員によって構成する。天然芝運営委員会ならびに天然芝管理委員会に出席し本会との連携を行い、天然芝の維持管理に関わる業務全般を行う。

第6章 会議

第18条 本会の会議は総会・運営委員会・企画委員会・実行委員会・学級会・役員候補推薦委員会とし、議決は出席者の過半数の賛成により決定する。

ただし、必要に応じ運営委員会の議を経て、特別の会議を開くことができる。

第19条 総会は最高の議決機関全員で構成し、三分の一（委任状を含む）の出席によって成立し、毎年度はじめに開く。ただし、必要に応じ運営委員会の議を経て臨時総会を開くことができる。

出席者は、保護者については一家庭を一会員として数える（委任状を含む）。

総会の任務は次のとおりである。

- (1) 役員の選任
- (2) 決算の承認、予算の決定
- (3) 規約の決定、変更
- (4) 年間活動計画案の承認
- (5) その他重要な事項の決定

第20条 運営委員会は総会に代わる議決機関で、本会の役員・各実行委員長・もしくはその代理人・各学級代表・教職員代表で構成し、会長の招集によって開く。ただし、必要に応じ運営委員会の議を経て増員することができる。

本会の役員、各実行委員長、各学級代表、教職員代表が未選出の場合は欠員を認める。また、構成員は代理人に委任することができる。

運営委員会の任務は以下のとおりである。

- (1) 総会から委任された事項の決定

- (2) 各種議案の審議決定
- (3) 総会に提出する議案の審議
- (4) その他必要な事項の決定

第21条 企画委員会は役員及び実行委員長をもって構成し、運営委員会に提案する予算案、その他必要事案の作成、及び整理をおこなう企画委員会は会長がこれを招集する。

第22条 実行委員会は次のようにして会務を遂行する。

- (1) 各実行委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。
- (2) 実行委員会は、委員長の招集によって随時開く。
- (3) 学級代表委員は各学級より1名、校外生活委員、文化委員、広報委員、ながやと委員、校庭開放委員、天然芝連絡委員は各学年より1名以上を選出し、各実行委員会の所属とする。学級代表委員以外は、必要に応じて若干名の増減を認める。

第23条 学級会は各学級の保護者と担任教員とで構成し、教育上の具体的な問題を協議し、児童の福祉、会員の教養及び親睦をはかる。

- (1) 学級代表の招集によって開き、必要により学年の学級が連合して開くことができる。
- (2) 学級代表は運営委員の決定事項を報告すると共に、学級会の審議事項を運営委員会に報告する。

第24条 役員候補推薦委員会については別に定める。

第25条 会長は必要に応じ、運営委員会の議を経て地区集会を組織することができる。

地区集会は、地域会員と地区担当の教員で構成し、児童の校外生活の善導と地域環境の向上及び会員の親睦をはかる。

第26条 校長は、どの会議にも参加し意見を述べることができる。

第7章 サークル活動及びボランティア活動

第27条 会員は親睦、文化教養、体育向上などのためサークル活動を行うことができる。

サークル活動の運営は別に定める。

第28条 会員が行う、第2条にそったボランティア活動は、本会から助成することができる。

助成については別に定める。

第8章 個人情報の取扱い

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、運営委員会が定める「個人情報取扱規則」によるものとする。

第9章 付則

- (1) この規約は昭和56年4月1日から実施する。
- (2) この規約の他、本会の運営に必要な細則は、運営委員会の議を経て別に定める。
- (3) この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

平成 2 1 年 5 月 2 4 日	一部改正
平成 2 6 年 6 月 2 8 日	一部改正
平成 3 1 年 2 月 1 2 日	一部改正
令和 4 年 3 月 2 5 日	一部改正
令和 4 年 5 月 3 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正

サークル活動細則

- 1) サークルは10名以上の会員で組織し、文化委員会に会員の名簿を提出し、文化委員会を通じて運営委員会の承認を得る。
- 2) サークルは文化委員会との連絡のもとで、自主的な運営をまかされる。
- 3) 各サークルには、運営委員会の決定により、補助金、及び大会参加費を出すことができる。
- 4) 承認された各サークルは、3月の運営委員会に、当該年度の活動報告を提出する。
- 5) PTA活動の運営に支障をきたすおそれのあるときは、会長は運営委員会の議を経てサークル活動を中止させることができる。
- 6) 各サークルには必要に応じ各サークルの部長会を招集し、意見交換することができる。

ボランティア活動助成細則

[平成20年5月13日制定]

- 1) ボランティア活動に対する助成金は、運営委員会の決定により支給することができる。
- 2) ボランティア活動は、助成金を受けるにあたり、ボランティア参加者名簿、及び前年度の活動実績を運営委員会に提出する。

役員候補推薦委員会細則

[平成31年2月12日最終改正]

- 1) 学級代表委員会が、役員候補推薦委員会を兼務する。
- 2) 委員の互選により、委員長1名（保護者）、副委員長1名を選出する。
- 3) 推薦委員会は広く会員の意見を取り入れるよう配慮し、候補者の選定にあたっては推薦委員会に一任する。
- 4) 役員候補は各学年に分散することが望ましい。
- 5) 推薦委員会は2月中旬までに推薦を終え、紙上総会で承認を求められるようにする。なお承認用紙の未提出者は、推薦委員会に委任することとみなす。

PTA慶弔内規

[令和4年5月31日最終改正]

本会の会員で、下記に該当する場合は、それぞれの規定による見舞金を送る。

1. 弔意

会員が死亡した場合・・・10,000円

児童が死亡した場合・・・5,000円

主事及び関係者が死亡した場合・・・5,000円

2. 疾病

会員がPTA活動で障害を受けた場合・・・・・・5,000円

児童が障害・疾病で1か月以上欠席の場合・・・・・・3,000円

主事及びその関係者がPTA活動で障害を受けた場合・・・・・・3,000円

3. 災害

会員が火災など災害を受けた場合

※付則

1. 本規定の会員とは、保護者及び教職員[配偶者も含む]
2. 本規定は、集団罹災の場合は適用しない
3. 特別の場合、運営委員会で協議の上決定する
4. その他、緊急の場合は、会長、副会長が相談の上決定する
5. 本規定は、昭和61年4月1日より実施する

PTA委員、スタッフ選任等の申し合わせ

[平成20年3月31日長谷戸小学校PTA運営委員会申し合わせ]

[平成31年1月19日長谷戸小学校PTA運営委員会申し合わせ(追記)]

全員参加を旨とするスタッフ活動を明確化するため、下記のとおり従来の慣行を運用指針として申し合わせる。

記

1. スタッフ設置の趣旨

全会員がPTA活動を行い、活動が円滑に進むように、役員、委員のほかに、スタッフを設ける。

2. PTA活動の全員参加の原則

役員あるいは委員にならない会員は、各家庭から少なくとも1名が毎年度原則として、スタッフになり、活動に参加する。

3. 委員、スタッフの選任

学級から選出する委員及びスタッフは毎年4月の学級保護者会の際に決定する。

4. 2学級以上に児童を在籍させている場合

2学級以上に児童を在籍させている場合は、各学級で委員、スタッフのいずれかになるものとする。

1学級で委員になる場合は、他学級ではその委員会の管轄外のスタッフになることとし、またいずれの学級でもスタッフになる場合は、各学級で異なるものになることとする。

5. 役員の兼任免除

PTA役員はその在任期間中に委員、スタッフを兼任しないものとする。

但し、会計監査はスタッフとの兼任に限り可とする。

6. 役員と委員の経験、及び過負担への配慮

会員は、児童を在籍させている各学級で、会員である期間中に家庭から少なくとも1名が役員あるいは委員を経験することを原則とする。

但し、在籍させている年数、学級数を考慮し、過負担にならないように配慮するものとする。

7. 委員の任期について

＜ながやと委員会＞ 副委員長のみ次年度委員長を兼ねるため任期2年。その他原則1年。

＜天然芝連絡委員会＞ 副委員長のみ次年度委員長を兼ねるため任期2年。その他原則1年。

＜上記以外の委員会＞ 原則1年。